別紙１「業務仕様書」

2026-2028 年度マレーシア国別研修
「LEP2.0 スマートで持続可能な鉄道のための能力強化」 に係る
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という。）は、以下の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、開発途上国から研修員として日本に招いた鉄道分野の開発の中核を担う人材に対し、所定の案件目標を達成するために必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本研修は、鉄道政策、鉄道技術、計画・運営・維持管理、デジタル技術の活用及び ESG に関する知識・能力を強化し、マレーシアにおけるスマートで持続可能な鉄道システムの実現に向けた施策立案能力及び実施能力を強化することを目標としています。そのため、研修内容は鉄道事業の計画、開発、運営手法、新規鉄道事業計画の立案法や調査・評価方法、沿線開発といった鉄道事業に関する広範囲な内容を網羅することが求められます。この点に関し、特定者は、2011 年に日本の主要な鉄道事業者 10 社（JR 東日本、JR 西日本、東京メトロ等）の出資により設立された企業であり、高速鉄道、都市鉄道、新交通システム等の鉄道運営における豊富な知見と経験を有していることに加え、東南アジアを中心とする開発途上国への技術支援に多数参画していることから、鉄道事業に関する広範囲な内容をマレーシアの状況を踏まえて提供することが可能です。

また、特定者は、2013 年度から 2025 年度まで継続して JICA 課題別研修「都市鉄道の運営」を受託しているほか、国内研修や海外研修等鉄道分野の人材育成に資する研修を多数実施しており、本研修に必要なノウハウを充分に有しています。

このことから、特定者は以下の「２ 応募資格」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えたほぼ唯一の機関であると考えますが、特定者以外の者で応募資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

１　業務内容

（１） 業務名：2026-2028 年度マレーシア国別研修「LEP2.0 スマートで持続可能な鉄道のための能力強化」に係る研修委託契約

（２） 案件概要：別紙２「研修委託業務概要」のとおり

（３） 実施期間（2026 年度）：2027 年 2 月上旬～2027 年 2 月中旬（予定）

（４） 契約履行期間（2026 年度）：2027 年 1 月上旬～2027 年 3 月中旬（予定）
※2027 年度、および 2028 年度の実施時期は未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

２　応募資格

（１） 基本的要件：

１）　公示日において、令和 07・08・09 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。

２）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

３）　当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成 20 年 10 月 1 日規程（調）第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。

ア．資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。

イ．資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。

４）　競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当しないこと、及び当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加資格を無効とします。

ア．提出者の役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ．役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。

ウ．反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ．提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ．提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこ

れを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

５） 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。

イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。

ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。

エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

・ 個人番号利用事務実施者

・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者

・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第１条第１項に定義される金融分野）の事業者

・ 個人情報取扱事業者

（２） その他の要件：

１）案件受託上の条件として、2026 年度案件を第 1 回目として受託し、2028 年

度まで計３回、本案件を受託可能であること。なお、2026 年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2028 年度案件まで単年度毎に継続して契約を行う予定です（ただし、研修対象国の状況等予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度毎に、業務量、価格等について見直しを行なったうえで締結します。

２）業務を統括するための総括責任者を選任し、機構担当者および関係機関等と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。

３）業務総括者は鉄道分野の研修実施の経験を有すること。

３　手続きのスケジュール

（１）参加意思確認書の提出	提出期間	2026 年 10 月 30 日（金）17：00 まで
	提出場所	JICA 東京　経済基盤開発・環境課
	提出書類	・参加意思確認書（別紙３） ・応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式（写し可）
	提出方法	メール ※下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、（４）に記載のメールアドレスへ締切日必着で送信すること。
（２）審査結果の通知	通知日	2026 年 11 月 9 日（月）
	通知方法	メール
（３）審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京　経済基盤開発・環境課
	請求方法	メール
	請求締切日	2026 月 11 月 16 日（月）
	回答予定日	2026 年 11 月 20 日（金）
	回答方法	メール
（４）提出先・メールアドレス		JICA 東京　経済基盤開発・環境課 （担当：杭田） 電話：03-3485-7051（東京センター代表） メールアドレス：tictee@jica.go.jp

【メール送信の際の留意点】

- メールの受信制限があるところ、送付メールの容量は 30MB 以下としてください。
- データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（別紙３）の PDF データを受領後１営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されて

いるメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）の URL と、同 URL にログインするための ID、パスワード JICA 東京から連絡します。同サイトに提出すべき書類を格納した後は、 必ず JICA 東京担当者にメールにて一報下さい。

- 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参ください。
- JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時までに）受信確認メールを送付します。万一連絡がない場合は、JICA 東京担当者へ問い合わせください。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けませんので、早期の提出を推奨します。

４　その他

（１） 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等の提出書類は無効とします。

（２） 参加意思確認書等の提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

（３） 提出された参加意思確認書等は返却しません。

（４） 機構は提出された参加意思確認書等の提出書類を、その審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。

（５） 提出期限以降における参加意思確認書等の提出書類の差し替え、及び再提出は認めません。

（６） 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。（上記３（３）を参照ください。）

（７） 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争若しくは指名競争入札を行います。その場合の手続き詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して連絡します。

（８） 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。

（９） 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本通貨に限ります。

（１０） 契約保証金：免除します。

（１１） 共同企業体：共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体を構成する社、又は代表者及び構成員全員が、上記２（１）（２）の応募資格を満たす必要があります。共同企業体を結成する場合は、「共同企業体結成届」（様式はありません。）を作成し、「参加意思確認書」に添付してください。結成届への代表者印及び構成員すべての社の社印は省略可とします

以　上